

大阪市立遠里小野小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月8日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かに、たくましく生きぬく子どもを育てる」ために「大阪市立遠里小野小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 校長講話や道徳教育等機会があるごとにいじめの問題にふれ、いじめを絶対に許さない学校の雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② 定期的なアンケート調査を行ったり、休み時間・放課後を利用して児童の様子に目を配ったりして、いじめを未然に防いだり早期発見・早期解決を図る。
- ③ 家庭訪問や学校だより等で家庭と連携をはかったり、PTAや学校協議会を活用していじめの問題を協議する機会を設けたりして、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 道徳教育の充実や読書活動・体験活動の推進により児童の社会性を育み、児童が自分に自信を持ち、周りの人を大切にして進んでコミュニケーションを持つことができるようとする。
- ② 習熟度別少人数授業や分割授業等を通して、わかりやすい授業づくりを行い、児童の基礎的・基本的な学習内容を定着させる。
- ③ 研究授業・交流授業等を通して指導力の向上をはかる

- (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やたてわり活動の計画等から）
- ① 自己表現力を高め、友達や保護者の前でも自信を持って表現し活躍する機会を設ける。
 - ② 年間を通して継続的に異学年交流を行うことにより、相手を思いやり、互いに協力し合える集団の育成を図る。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 全校朝会の校長講話や学級指導等機会があるごとにいじめを許さない姿勢を示すとともに、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
 - ② 道徳教育や学級活動等で児童の社会性を育む活動を計画的に実施していくことにより、お互いを認め合い思いやりの態度を育てていく。
 - ③ ネットのいじめに対しても児童・保護者に携帯やインターネット等の利用の仕方についての学習する機会を設けて、情報モラル教育を進めていく。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。そのために、休み時間や放課後に児童と話をしたり、一緒に遊んだりしてコミュニケーションの機会を作る。

- ① 生活指導部会で教職員が相互に児童の情報交換を行い、情報を共有することにより、複数の教職員で的確にかかわり、いじめについての児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ② いじめアンケートを実施していじめの有無を調査するとともに、児童がいじめられている又はいじめていると答えている時には教育相談（個人面談）を行い、早急の実態把握に努める。
- ③ 保健室や校長室等の利用やいじめ相談窓口を周知することにより、児童がいじめについて、いつでもだれでも相談できる環境を整える。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに情報共有を図り、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの事象があった場合は発見・通報受けた教職員は管理職へ報告するとともに、対策委員会を設置する。また、職員朝会や職員会議等で全教職員の共通理解を図る。
- ② 対策委員会が中心となり、複数の教職員で事実確認を行う。事実が確認されたら、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指

導する。必要に応じて外部の専門家の協力を得て、いじめをやめさせその再発を防止する措置を取る。

- ③ ネット上のいじめに対しては、不適切な書き込みを削除するように促す。また、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用して指導・支援をうけ、被害の拡大を防ぐ。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① いじめ事案が発生した時にはいじめ対策委員会を設置する。管理職（校長・教頭）・学級担任・生活指導部長・人権教育主担、状況に応じて教務主任・特別支援教育担当・養護教諭等で構成し、対策の方針を決定する。

※ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣を依頼し、連携を図る。

- ② 対策委員会の役割は主に下記の3点を行う

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・いじめに関して教育委員会・関係諸機関等との連携・調整を行う。

- ③ 定期的に生活指導部会や職員会議等で児童についての情報交換を行う。また、いじめのアンケート調査については教務部・生活指導部、研修計画については生活指導部・人権教育部が連携して行う。

年間計画

【調査等】

- ① 児童対象のいじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
② 教育相談を通した学級担任による児童からの聞き取り調査
(①のアンケートの結果より必要と思われる場合)

【情報交換会・研修会】

生活指導部会（毎月）

校内実践報告会（2月）

- ・ 保護者や地域・関連機関との連携

- ① いじめ防止についての情報発信は必要に応じてホームページや学校だよりなどにより行う
② 家庭・地域からの情報収取やいじめ防止の協力についてはPTA・学校協議会等と連携して行う。

- ・ 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の目標である児童がお互いを認め合い思いやる態度を育てられているかを通じていじめについての取り組みについて評価し改善を図る。
- ② 対策委員会または生活指導部でいじめの未然防止の推進・再発防止についての反省を行い、改善を図る。

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、
速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校の窓口は管理職一本化し、隠蔽しない・誠意ある態度で対応する。
対応については、対策委員会を設置し教職員全員で事実関係の明確化及び解決のための指導・支援を行い、被害児童及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- ③ 重大事案があった場合には、教育委員会へ報告するとともに、関係諸機関とも連携を取りながら対処にあたる。

※ いじめ発見の際の流れ

